

指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第25号

平成29年9月12日発行

今号では、本年7月10日、環境省の主催で開催されました『栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議』の内容等について、お知らせいたします。

開催までの経過

昨年10月17日に行われた第8回市町村長会議において、環境省は指定廃棄物の一時保管農家の負担軽減策を講じる方針を提示しました。本年3月には、農家の意向調査の結果を公表し、その後、負担軽減策について各市町と個別に協議を行っていました。その方向性が概ね定まったことから、この度の、環境省主催による保管農家を抱える関係6市町（日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町、那珂川町）による首長会議の開催となりました。本町においても、保管農家を抱えておりますが、一時保管場所が公共用地で、かつ、1ヶ所に一時保管されていることから、この会議の出席対象からは外れております。

市町ごとの一時保管農家の状況

・ 那須塩原市	53戸
・ 那須町	53戸
・ 大田原市	9戸
・ 矢板市	6戸
・ 日光市	1戸
・ 那珂川町	1戸
・ 4市2町の6市町	123戸
・ 農家戸数	123戸

環境省が示した農家の負担軽減策案とは…

◇ 国が最終処分場を県内1ヶ所に整備する方針は堅持し、最終的に国が責任を持って処理する。しかしながら、同施設の整備に相当の期間を要するため、農業系指定廃棄物については、中間処理による減容化や集約化等を行うことで、保管者の負担軽減を図る。

◇ 解消を目指し、保管農家がある市町単位または広域処理組合単位で、地元の意向を踏まえ、1ヶ所または数ヶ所の暫定保管場所を確保し、必要に応じ減容化した上で集約する。

◇ 集約のあり方、暫定保管場所、減容化や保管の方法については、市町の意向や提案に基づき、環境省・県・市町が協議する。

◇ 減容化の方法については、焼却が望ましいが、市町の意向を踏まえ、乾燥圧縮等の方法も考える。

◇ 暫定保管場所については、必要があれば、安全性がより確保されるよう、保管強化措置も講じていく。

◇ 減容化や集約化に要する経費は国費を充てる。

◇ 暫定保管場所に集約した指定廃棄物は、将来的には最終

処分場へ搬出する。

今後の方針は…

会議の中では、集約先の周辺住民の反発に対する懸念や一時保管場所をまとめることが恒久的な保管につながるのではといった異論、また、現在の場所において、コンクリートブロックなどで囲って、より強化すべきだとの意見もあり、負担軽減策案の合意は得られませんでした。

しかし、今後の負担軽減策について、国の責任で各市町と個別に協議を進めることが確認されました。

今後、各市町において、何らかの暫定保管集約に関する動きがあるものと思われまます。

【栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議の資料及び議事録等はこちらから確認できます】

http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_other/tochigi/conference_tochigi_170710.htm

指定廃棄物処分場対策班だより

裏面

第25号

平成29年9月12日発行

栃木県の指定廃棄物 一時保管者状況

2017年
3月時点



【環境省ホームページより】

(上) 栃木県の指定廃棄物一時保管者状況
及び

(下) 栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策について(案)

栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策について(案)

平成29年7月
環境省

- 国が長期管理施設を県内1ヶ所に整備する方針は堅持。指定廃棄物は、最終的には国で責任をもって処理する。
- しかし、同施設の整備に相当の期間を要すると見込まれるため、それまでの間は各市町での保管をお願いすることになるが、特に負担の大きい農家が保管している農業系指定廃棄物については、可能な限り速やかに、中間処理による減容化や集約化等を行うこと等により、保管の負担の軽減を図る。
- 具体的には、保管農家がある市町単位(又は広域処理組合単位)で、地元のご意向を踏まえ1ヶ所又は数ヶ所の暫定保管場所を確保し、農家保管の指定廃棄物を(必要に応じ減容化した上で)集約する。これにより、個人が保管している状況を解消することを目指す。

- ・集約のあり方、暫定保管の場所、減容化の方法、保管の方法等については、市町のご意向、ご提案に基づき、環境省・県・市町とで協議し、連携して対応する。
- ・減容化の方法としては焼却が望ましいが、市町のご意向により、乾燥圧縮等の方法も採り得る。
- ・集約先の暫定保管場所においては、市町のご意向を踏まえ必要があれば、現在の一時保管場所以上に安全性が確保されるような保管強化措置を講じる。
- ・指定廃棄物に係る国の責任を十分に果たすべく、減容化・集約化に要する経費は全額国費をあてるほか、安全性に係る技術的説明を行う。
- ・これらはあくまで暫定的な保管であり、将来的には、国が県内1ヶ所を整備する長期管理施設へ搬出する。

※市町のご意向により、指定廃棄物とともに基準値(8千Bq/kg)以下の廃棄物や除染廃棄物を一緒に減容化・集約化する場合でも、国費で支援する仕組みを検討する。

※個人保管以外の指定廃棄物についても、長期管理施設へ搬出するまでの間、国の責任で一時保管場所の維持管理に万全を期すとともに、基準値以下となったものは指定解除して通常の廃棄物として処理する等、保管量の減量化に努める。